

2025 年 5 月 2 日

各 位

会社名 株式会社メタブラネット
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
(スタンダードコード：3350)
問合せ先 I R 部 長 中川 美貴
電話番号 03-6772-3696

資金使途の変更に関するお知らせ

当社は、本日 2025 年 5 月 2 日付の「第 12 回普通社債の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり、株式会社メタブラネット第 12 回普通社債を発行し、社債権者である EVO FUND より、3,600,000,000 円の入金を確認いたしました。

これにより、2025 年 4 月 16 日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の「2. 内容」に記載しておりました資金使途について、下記のとおり一部変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

第 12 回普通社債の発行で調達した資金は 2025 年 1 月 28 日付「第三者割当による第 13 回乃至第 17 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」における調達した資金の具体的な使途であるビットコインの購入に充当する予定であり、代わりに、償還するための資金については第 15 回乃至第 17 回新株予約権の行使によって調達した資金により確保をすることとしたためであります。

2. 内容

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。（変更箇所は下線で示しております。）

【変更前】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 社債の償還	<u>13,430</u>	2025 年 2 月～2025 年 10 月
② ビットコインの購入	<u>97,883</u>	2025 年 2 月～2027 年 2 月
③ ビットコイン・インカム事業	5,000	2025 年 2 月～2025 年 12 月
合計	116,313	

(中略)

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① 社債の償還

当社は 2025 年 2 月 10 日付の取締役会決議により、同月 13 日に EVO FUND に対して 40 億円の第 6 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 8 月 12 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 2 月 27 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 20 億円の第 7 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 8 月 26 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 3 月 12 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 20 億円の第 8 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 9 月 11 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 3 月 18 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 20 億円の第 9 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 9 月 17 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 3 月 31 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 20 億円の第 10 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 9 月 30 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 4 月 15 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 1000 万米ドル（日本円換算で 14 億 3 千万円）の第 11 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 10 月 14 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

【変更後】

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 社債の償還	<u>17,030</u>	2025 年 2 月～2025 年 10 月
② ビットコインの購入	<u>94,283</u>	2025 年 2 月～2027 年 2 月
③ ビットコイン・インカム事業	5,000	2025 年 2 月～2025 年 12 月
合計	116,313	

(中略)

調達する資金の用途の詳細は以下のとおりです。

① 社債の償還

当社は 2025 年 2 月 10 日付の取締役会決議により、同月 13 日に EVO FUND に対して 40 億円の第 6 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 8 月 12 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 2 月 27 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 20 億円の第 7 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 8 月 26 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 3 月 12 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 20 億円の第 8 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 9 月 11 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 3 月 18 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 20 億円の第 9 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 9 月 17 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 3 月 31 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 20 億円の第 10 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 9 月 30 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 4 月 15 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 1000 万米ドル（日本円換算で 14 億 3 千万円）の第 11 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 10 月 14 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は 2025 年 5 月 2 日付の取締役会決議により、同日に EVO FUND に対して 36 億円の第 12 回普通社債（金利年率 0 %）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は 2025 年 10 月 31 日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

3. 今後の見通し

今回の資金使途変更による当社グループの当期の連結業績に与える影響はございませんが、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以上